

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 広域振興局等</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 広域振興局</p> <p>第1目・第2目 [略]</p> <p><u>第3目 工業技術集積支援センター（第20条の16）</u></p> <p>第3款 地方振興局</p> <p>第1目・第2目 [略]</p> <p>第3目 土木事務所（第35条—<u>第38条</u>）</p> <p>第3節 広域振興局等以外の出先機関</p> <p>第1款 環境生活部に属する出先機関（<u>第39条</u>・第40条）</p> <p>第2款～第6款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第3章の2～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（総合政策部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第6条 総合政策部に次の課を置く。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 経営評価課</u></p> <p><u>（4）</u> [略]</p> <p><u>（5）</u> [略]</p> <p><u>（6）</u> [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 広域振興局等</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 広域振興局</p> <p>第1目・第2目 [略]</p> <p>第3款 地方振興局</p> <p>第1目・第2目 [略]</p> <p>第3目 土木事務所（第35条・<u>第36条</u>）</p> <p>第3節 広域振興局等以外の出先機関</p> <p>第1款 環境生活部に属する出先機関（<u>第37条</u>—第40条）</p> <p>第2款～第6款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第3章の2～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（総合政策部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第6条 総合政策部に次の課を置く。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3）</u> [略]</p> <p><u>（4）</u> [略]</p> <p><u>（5）</u> [略]</p>
2	<p>政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>調整担当の分掌事務</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1） [略]</p>	<p>政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>調整担当の分掌事務</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1） [略]</p>

(2) 部内の行政品質の向上に関すること。

政策担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

3 [略]

4 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政経営担当の分掌事務

(1) 行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること。

(3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

(4) 地方独立行政法人評価委員会に関すること。

(5) 行政品質向上の総括に関すること。

政策評価担当の分掌事務

(1) 政策の評価に関すること。

(2) 政策評価委員会に関すること。

出資等法人改革担当の分掌事務

(1) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 [略]

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 広域振興局等に関すること（権限移譲・振興局再編担当及び他部の主管に属するものを除く。）。

(3)・(4) [略]

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内の行政品質の向上に関すること。

[略]

権限移譲・振興局再編担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 広域振興局等の再編に関すること。

政策担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

評価担当の分掌事務

(1) 政策の評価に関すること。

(2) 政策評価委員会に関すること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 [略]

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 広域振興局等に関すること（振興局再編担当及び他部の主管に属するものを除く。）。

(3)・(4) [略]

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

[略]

権限移譲担当の分掌事務

(1) [略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政・市町村合併担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) 広域市町村圏の振興整備に関すること。

(13)・(14) [略]

[略]

4・5 [略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

定住交流担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 環境生活部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 資源エネルギー課

(6) [略]

(7) [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内の行政品質の向上に関すること。

県民生活安全担当の分掌事務

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 交通安全対策に関すること。

(3) 交通安全を目的とする事業を行う団体に関すること

。

(4) 前2号に掲げるもののほか、交通安全対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 交通安全対策会議に関すること。

振興局再編担当の分掌事務

(1) 広域振興局等の再編に関すること。

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政・市町村合併担当の分掌事務

(1)～(11) [略]

(12) 市町村の広域行政に関すること。

(13)・(14) [略]

[略]

4・5 [略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

定住交流担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

海洋担当の分掌事務

(1) 海洋に関する施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 環境生活部に次の室及び課を置く。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) 県民くらしの安全課

(7) [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 食肉衛生検査所及び県民生活センターに関すること

。

温暖化・エネルギー対策担当の分掌事務

(1) 地球温暖化対策に関すること。

(2) 環境マネジメントシステムに関すること。

(3) エネルギーの開発及び確保に関する調査及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) 電源開発に関する調査及び調整に関すること。

(5) 発電用施設周辺地域の整備に関すること。

(6) 地熱熱水の開発及び利用並びにその調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) 国家石油備蓄基地に関すること。

食の安全安心・消費生活担当の分掌事務

- (1) 食の安全及び安心の確保に関する総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 飲食料品の品質表示の適正化に関すること。
- (3) 消費者施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 県民生活センターに関すること。
- (5) 食の安全安心委員会及び消費生活審議会に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

生活衛生・鉱業担当の分掌事務

- (1) 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関すること。
- (2) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
- (3) クリーニング師並びに理容師養成施設及び美容師養成施設に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関すること。
- (5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (6) ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (8) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道に関すること。
- (9) 飲用井戸その他水の衛生に関すること。
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) 生活衛生関係営業審議会に関すること。

環境調整担当の分掌事務

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 環境影響評価技術審査会に関すること。

(8) 岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

鉱業・水資源担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 水資源の開発に関する総合的な企画及び利用の調整に関すること。

環境調整担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]

環境影響評価・土地利用担当の分掌事務

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) 土地利用基本計画に関すること。
- (4) 土地取引の規制に関すること。
- (5) 遊休土地に関すること。

4 [略]

5 自然保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

自然公園担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 岩手県滝沢森林公園（野鳥観察施設に限る。）に関する  
こと。

6 資源エネルギー課の分掌事務は、次のとおりとする。

土地・水資源担当の分掌事務

(1) 国土利用計画に関する  
こと。

(2) 土地利用基本計画に関する  
こと。

(3) 土地取引の規制に関する  
こと。

(4) 遊休土地に関する  
こと。

(5) 土地利用に係る助言、勧告及び調整に関する  
こと。

(6) 地価調査に関する  
こと。

(7) 不動産鑑定業者の登録及び指導監督に関する  
こと。

(8) 不動産鑑定士等の団体に対する監督、助言及び勧告  
に関する  
こと。

(9) 水資源の開発に関する総合的な企画及び利用の調整  
に関する  
こと。

(10) 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する  
こと。

地球温暖化対策・エネルギー担当の分掌事務

(1) 地球温暖化対策に関する  
こと。

(2) 環境マネジメントシステムに関する  
こと。

(3) エネルギーの開発及び確保に関する調査及び調整に  
関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) 電源開発に関する調査及び調整に関する  
こと。

(5) 発電用施設周辺地域の整備に関する  
こと。

(6) 地熱熱水の開発及び利用並びにその調整に関する  
こと（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) 国家石油備蓄基地に関する  
こと。

(8) 岩手県営屋内温水プールの管理に関する  
こと。

7 [略]

(6) 土地利用に係る助言、勧告及び調整に関する  
こと。

(7) 地価調査に関する  
こと。

(8) 不動産鑑定業者の登録及び指導監督に関する  
こと。

(9) 不動産鑑定士等の団体に対する監督、助言及び勧告  
に関する  
こと。

(10) 環境影響評価技術審査会、国土利用計画審議会及び  
土地利用審査会に関する  
こと。

4 [略]

5 自然保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

自然公園担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

食の安全安心担当の分掌事務

- (1) 食の安全及び安心の確保に関する総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 飲食料品の品質表示の適正化に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) 製菓衛生師及びその養成施設に関すること。
- (5) 化製場等に関すること。
- (6) 犬等の狂犬病予防に関すること。
- (7) と畜場及びと畜検査に関すること。
- (8) 食鳥処理の事業及び食鳥検査に関すること。
- (9) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (10) 食の安全安心委員会に関すること。

生活衛生担当の分掌事務

- (1) 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関すること。
- (2) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
- (3) クリーニング師免許に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関すること。
- (5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (7) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道に関すること。
- (8) 飲用井戸その他水の衛生に関すること。
- (9) 生活衛生関係営業審議会に関すること。

県民生活安全・消費生活担当の分掌事務

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 交通安全対策に関すること。
- (3) 交通安全を目的とする事業を行う団体に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、交通安全対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 消費者施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (6) 交通安全対策会議及び消費生活審議会に関すること。

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

- (5) [略]

管理担当の分掌事務

- (1) 部内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。
- (2) [略]
- (3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、環境保健研究センター、高等看護学院、精神保健福祉センター及び杜陵学園に関すること（企画担当の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の行政品質の向上に関すること。

公的医療改革担当の分掌事務

- (1) 公立病院改革に関すること。

3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

- (1) 医療に関すること。
- (2)～(5) [略]
- (6) へき地医療対策に関すること。
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

企画担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) 部内の予算に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) 公立病院改革に関すること。
- (7) [略]

管理担当の分掌事務

- (1) 部内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。
- (2) [略]
- (3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、環境保健研究センター、高等看護学院、精神保健福祉センター及び杜陵学園に関すること（企画担当の主管に属するものを除く。）。

3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

- (1) 医療に関すること（地域医療推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2)～(5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]

地域医療推進担当の分掌事務

- (1) 地域医療体制の整備及び推進に関すること。
- (2) へき地医療対策に関すること。

国保担当の分掌事務

(1) 医療社会事業に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 感染症の発症予防及びまん延防止に関すること。

(8) エイズに関すること。

(9) 肝炎に関すること。

(10) 寄生虫及び疾病の予防に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(11) 原子爆弾被爆者に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 感染症診査協議会に関すること。

食品薬務担当の分掌事務

(1) 食品衛生に関すること。

(2) 製菓衛生師及びその養成施設に関すること。

(3) 化製場等に関すること。

(4) 犬等の狂犬病予防に関すること。

(5) 飼犬の取締りに関すること。

(6) と畜場及びと畜検査に関すること。

(3) 特定医療対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

国保担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 生活習慣病予防に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

感染症薬務担当の分掌事務

(1) 感染症の発症予防及びまん延防止に関すること。

(2) エイズに関すること。

(3) 肝炎に関すること。

(4) 寄生虫及び疾病の予防に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 原子爆弾被爆者に関すること。



(7) 食鳥処理の事業及び食鳥検査に関すること。

(8) 畜舎及び家禽舎<sup>きん</sup>の衛生に関すること。

(9) 動物の愛護及び管理に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 麻薬中毒審査会に関すること。

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導生担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 岩手県立松山荘の管理に関すること。

(8) [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

高齢福祉担当及び介護福祉担当の分掌事務

(1) 高齢者の保健福祉に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 生活習慣病予防及び介護予防に関すること（他課等の  
の主管に属するものを除く。）。

介護福祉担当の分掌事務

(1) 介護保険に関すること（他課等の主管に属するものを  
除く。）。

(2) [略]

7 [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当の分掌事務

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 感染症診査協議会及び麻薬中毒審査会に関する  
こと。

新型インフルエンザ対策担当の分掌事務

(1) 新型インフルエンザ対策に関すること。

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導生担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

高齢福祉担当及び介護福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 介護予防その他の地域支援事業に関すること。

(3) 認知症に関すること。

(4) 地域リハビリテーションに関すること（他課等の主  
管に属するものを除く。）。

(5) 緩和ケアに関すること。

介護福祉担当の分掌事務

(1) 介護保険に関すること。

(2) [略]

(3) 療養病床の再編に関すること。

7 [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 保育士試験委員に関すること。

(7)・(8) [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) 地域産業課

(5)～(7) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 工業技術集積支援センターに関すること。

(3) [略]

(4) [略]

企画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(4) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4)～(7) [略]

(8) 部内の行政品質の向上に関すること。

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営支援担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 中小企業金融に関すること。

(5) 信用保証協会の指導監督に関すること。

(6) 貸金業に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

商業まちづくり担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

4 科学・ものづくり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 保育士試験に関すること。

(7)・(8) [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) 産業経済交流課

(5)～(7) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

企画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 工業技術集積支援センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4)～(7) [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

新事業・団体支援担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

金融・商業まちづくり担当の分掌事務

(1) 中小企業金融に関すること。

(2) 信用保証協会の指導監督に関すること。

(3) 貸金業に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

4 科学・ものづくり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

ものづくり振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

5 地域産業課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

海外マーケット担当の分掌事務

(1) 海外経済交流及び国際観光の促進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

6 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

[略]

7 [略]

8 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

労政担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

職業能力開発担当の分掌事務

(1) 職業能力開発計画に関すること。

(2) 職業能力開発の促進に関すること。

(3) 職業訓練法人及び職業能力開発協会の指導監督に関すること。

(4) 技能検定に関すること。

[略]

ものづくり振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(3) [略]

5 産業経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

海外マーケット担当の分掌事務

(1) 海外経済交流の促進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 大連市との定期協議に関すること。

6 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 国際観光の促進に関すること。

(8) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(9) [略]

[略]

7 [略]

8 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

雇用対策担当の分掌事務

(1) 雇用対策の推進に関すること。

(2) 公正な雇用の確保に関すること。

(3) 若年者、障害者及び高齢者の就労支援に関すること  
(他課等の主管に属するものを除く。)

(4) 出稼労働者の支援に関すること。

労働担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 職業能力開発計画に関すること。

(8) 職業能力開発の促進に関すること。

(9) 職業訓練法人及び職業能力開発協会の指導監督に関すること。

(10) 技能検定に関すること。

(11) 女性等の就業の援助に関すること。

(12) 職業能力開発審議会に関すること。

(5) 女性等の就業の援助に関すること。

(6) 職業能力開発審議会に関すること。

雇用対策担当の分掌事務

(1) 雇用対策に関すること。

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 部内の行政品質の向上に関すること。

3 団体指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導検査担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 農業者年金に係る受託者の監査指導等に関すること  
。

4～10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林業担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

林業等特定課題担当の分掌事務

(1) 林業等特定課題に関すること。

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) [略]

12 [略]

13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県有林担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 森林公園の管理に関すること(自然保護課の主管に  
属するものを除く。)。

14～16 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

特定課題担当の分掌事務

(1) 農林水産業に関する特定課題に関すること。

3 団体指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導検査担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 農業者年金に係る受託者の検査に関すること。

4～10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林業担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) [略]

12 [略]

13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県有林担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 森林公園の管理に関すること。

14～16 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 部内の行政品質の向上に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

3～6 [略]

7 砂防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 砂防に関すること。

(2) 地すべり等防止に関すること。

(3) 急傾斜地崩壊による災害の防止に関すること。

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関すること。

(5) [略]

8・9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 高齢者の居住の安定確保に関すること。

建築指導担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 宅地建物取引業に関すること。

(4) 不動産特定共同事業に関すること。

(5) [略]

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

3～6 [略]

7 砂防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

災害復旧担当の分掌事務

(1) [略]

土砂災害対策担当の分掌事務

(1) 砂防に関すること。

(2) 地すべり等防止に関すること。

(3) 急傾斜地崩壊による災害の防止に関すること。

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関すること。

8・9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 高齢者等住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関すること。

(11) 宅地建物取引業に関すること。

(12) 不動産特定共同事業に関すること。

(13) 住宅の品質確保の促進等及び住宅瑕疵担保責任の履行確保に関すること。

(14) 地方住宅供給公社に関すること。

建築指導担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 住宅の品質確保の促進等に関すること。

(10) [略]

営繕担当の分掌事務

(1) [略]

住宅供給公社担当の分掌事務

(1) 地方住宅供給公社に関すること。

11・12 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 部内の行政品質の向上に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

[略]

3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

人財給与担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 人事管理に関する制度の企画に関すること。

(6) 行政考査に関すること。

(7) 職員の能力開発に関すること。

(8) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(9) 職員団体及び労働組合に関すること。

(10) [略]

組織改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

営繕担当の分掌事務

(1) [略]

11・12 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

給与人事担当の分掌事務

(1) 人事管理に関する制度の企画に関すること。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(3) 職員団体及び労働組合に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

組織行革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 職員の能力開発に関すること。

(5) 行政考査に関すること。

(6) 行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。

(7) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

4 予算調製課の分掌事務は、次のとおりとする。

調査担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

[略]

5 [略]

6 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) [略]

[略]

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1)～(14) [略]

防災消防担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

防災航空担当の分掌事務

(1) [略]

緊急防災対策担当の分掌事務

(1) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(2) 石油コンビナート等に係る防災対策に関すること。

(3) 火薬類の取締りに関すること。

(4) 猟銃等の製造及び販売の許可に関すること。

(5) 高圧ガスの保安に関すること。

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。

(8) 地方独立行政法人評価委員会に関すること。

4 予算調製課の分掌事務は、次のとおりとする。

調査担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

[略]

5 [略]

6 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。

(11) [略]

[略]

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1)～(14) [略]

防災力強化担当の分掌事務

(1) 減災目標及び地域防災力強化に関すること。

防災消防担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(12) 石油コンビナート等に係る防災対策に関すること。

(13) 火薬類の取締りに関すること。

(14) 猟銃等の製造及び販売の許可に関すること。

(15) 高圧ガスの保安に関すること。

(16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。

(17) ガス用品の販売の事業に関すること。

(18) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(19) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当の分掌事務

(1) [略]

(7) ガス用品の販売の事業に関すること。

(8) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(9) 電気用品の安全に関すること。

8・9 [略]

(分掌事務)

第16条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 局内の行政品質の向上に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

(保健福祉環境部)

第20条の13 [略]

2 次の表の左欄に掲げる保健福祉環境センターを同表の右欄に掲げる総合支局の保健福祉環境部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野保健福祉環境センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局

3 保健福祉環境センターの分掌事務は、別に定める。

第3目 工業技術集積支援センター

(名称、位置及び分掌事務)

第20条の16 次の表の左欄に掲げる工業技術集積支援センターを同表の右欄に掲げる広域振興局に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	広域振興局
工業技術集積支援センター	北上市	県南広域振興局

2 工業技術集積支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自動車産業の関連企業等の誘致及び技術移入の促進に関すること。

(2) 地元企業のものづくり技術の育成及び強化の支援に関すること。

8・9 [略]

(分掌事務)

第16条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

(保健福祉環境部)

第20条の13 [略]



(保健福祉環境部)

第24条 [略]

2 次の表の左欄に掲げる出張所を同表の右欄に掲げる地方  
振興局の保健福祉環境部に置き、その位置及び所管区域は  
、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
岩泉出張所	下閉伊郡岩泉 町	下閉伊郡のうち 岩泉町及び田野 畑村	宮古地方振興 局

3 出張所の分掌事務は、別に定める。

第37条及び第38条 削除

第1款 環境生活部に属する出先機関

(県民生活センター)

第39条 [略]

第40条 削除

第43条 次の表の左欄に掲げる支所又は出張所を同表の右欄  
に掲げる保健所に置き、その位置及び所管区域は、同表の  
位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	保健所
遠野支所	遠野市	遠野市	岩手県花巻保 健所
岩泉出張所	下閉伊郡岩泉 町	下閉伊郡のうち 岩泉町及び田野 畑村	岩手県宮古保 健所

(食肉衛生検査所)

(保健福祉環境部)

第24条 [略]

第1款 環境生活部に属する出先機関

(食肉衛生検査所)

第37条 食肉衛生検査所の名称及び位置は、次のとおりであ  
る。

名 称	位 置
岩手県食肉衛生検査所	紫波郡紫波町

第38条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺又は解体の検査に関すること。
- (2) と畜場に関すること。
- (3) 食鳥検査に関すること。
- (4) 食鳥処理場に関すること。
- (5) 食品等の検査に関すること。

(県民生活センター)

第39条 [略]

(環境生活部に属する出先機関の内部組織)

第40条 環境生活部に属する出先機関に、別表第3の2に掲  
げるところにより、課を置く。

2 課の分掌事務は、別に定める。

第43条 削除

第48条 食肉衛生検査所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
岩手県食肉衛生検査所	紫波郡紫波町

第49条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺又は解体の検査に関すること。
- (2) と畜場に関すること。
- (3) 食鳥検査に関すること。
- (4) 食鳥処理場に関すること。
- (5) 食品等の検査に関すること。

(看護師養成所)

第51条 [略]

2 看護師養成所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
岩手県立水沢高等看護学院	奥州市
岩手県立一関高等看護学院	[略]
[略]	

第56条から第58条まで 削除

(職業能力開発校)

第61条 [略]

2 職業能力開発校の名称、区分及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
[略]	
岩手県立大船渡職業能力開発センター	[略]
岩手県立久慈職業能力開発センター	久慈市

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

第48条及び第49条 削除

(看護師養成所)

第51条 [略]

2 看護師養成所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
岩手県立一関高等看護学院	[略]
[略]	

第56条及び第57条 削除

(工業技術集積支援センター)

第58条 次の事務を処理するため、岩手県工業技術集積支援センターを置く。

- (1) 自動車産業の関連企業等の技術移入の促進に関すること。
- (2) 地元企業のものづくり技術の育成及び強化の支援に関すること。

2 岩手県工業技術集積支援センターの位置は、北上市とする。

(職業能力開発校)

第61条 [略]

2 職業能力開発校の名称、区分及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
[略]	
岩手県立大船渡職業能力開発センター	[略]

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
環境学習交流センター	[略]
消費生活相談室	<u>広域振興局経営企画部</u> <u>総合支局地域支援部</u> <u>総合支局地域支援部の</u> <u>県民センター</u> <u>地方振興局企画総務部</u> <u>(盛岡地方振興局企画</u> <u>総務部を除く。)</u>
岩手県鳥獣保護センター	[略]
[略]	
配偶者暴力相談支援センター	[略]
県民医療相談センター	[略]
[略]	

(職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	[略]	
	総合政策部	[略]
	政策調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第6条第6項</u> 政策調査担当の分掌事務を掌理する。
	[略]	上司の命を受け、環境、
	保健福祉部	<u>公的医療改革担当技監</u> <u>公的医療改革</u> 、農政、農村整備、林務、水産、道路都市又は河川港湾の事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職
	[略]	

名 称	室課等
[略]	
環境学習交流センター	[略]
消費生活相談室	<u>広域振興局経営企画部</u> <u>総合支局地域支援部</u> <u>総合支局地域支援部の</u> <u>県民センター</u> <u>地方振興局企画総務部</u> <u>(盛岡地方振興局企画</u> <u>総務部を除く。)</u>
岩手県鳥獣保護センター	[略]
[略]	
配偶者暴力相談支援センター	[略]
消費生活相談室	<u>広域振興局経営企画部</u> <u>総合支局地域支援部</u> <u>総合支局地域支援部の</u> <u>県民センター</u> <u>地方振興局企画総務部</u> <u>(盛岡地方振興局企画</u> <u>総務部を除く。)</u>
県民医療相談センター	[略]
[略]	

(職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	[略]	
	総合政策部	[略]
	政策調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第6条第7項</u> 政策調査担当の分掌事務を掌理する。
	[略]	上司の命を受け、環境、
	保健福祉部	<u>医務担当技監</u> <u>医務</u> 、農政、農村整備、林務、水産、道路都市又は河川港湾の事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理
	[略]	

		務を代理する。
	[略]	
地域企画室	[略]	
	交通担当課長	[略]
	[略]	
別表第3に掲げる室及び課並びに出納局	別表第3に掲げる担当課長	[略]
総合政策部並びに室、課及び所並びに出納局	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>総合政策部若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務</u> を処理する。
広域振興局、総合支庁及び地方振興局	[略]	
	[略]	[略]
	工業技術集積支援センター、県民センター、保健福祉環境センター、農林センター、普及サブセンター、林務事務所、土木事務所、土木センター、ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]
工業技術集積支援センター、岩手出張所及びダム建設事務所	[略]	
	[略]	

		する。
	[略]	
地域企画室	[略]	
	交通課長	[略]
	[略]	
別表第3に掲げる室、課及び所並びに出納局	別表第3に掲げる課長 別表第3に掲げる担当課長	[略]
室、課及び所並びに出納局	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理する。
広域振興局、総合支庁及び地方振興局	[略]	
	[略]	[略]
	県民センター、農林センター、普及サブセンター、林務事務所、土木事務所、土木センター、ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]
岩手出張所及びダム建設事務所	[略]	
	[略]	

	部、工業技術集積支援センター、林務事務所及び土木事務所	[略]
環境生活部に属する出先機関	県民生活センター	[略]
保健福祉部に属する出先機関	[略]	
	保健所（岩手県県央保健所及び岩手県奥州保健所を除く。）	[略]
	保健所の支所	支所長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、支所の事務を掌理する。
	保健所の出張所	出張所長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、出張所の事務を処理する。
	福祉総合相談センター	[略]
	児童相談所	[略]
	食肉衛生検査所	所長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。  課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事

	部、林務事務所及び土木事務所	[略]
環境生活部に属する出先機関	食肉衛生検査所	所長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。  課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、庶務を分掌する課の課長にあつては、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	県民生活センター	[略]
保健福祉部に属する出先機関	[略]	
	保健所（岩手県県央保健所及び岩手県奥州保健所を除く。）	[略]
	福祉総合相談センター	[略]
	児童相談所	[略]

			務を掌理するとともに、庶務を分掌する課の課長にあつては、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。	
	環境保健研究センター	[略]		
	[略]			
商 工 労 働 観 光 部 に 先 端 科 学 技 術 研 究 セ ン タ ー に 属 す る 出 先 機 関	先端科学技術研究センター	[略]		
		産業技術短期大学校	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局、部又は課の事務を掌理する。
		部長		
		課長		
	[略]			
[略]				

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	総合政策部並びに室、課及び所並びに出納局	[略]

	環境保健研究センター	[略]	
	[略]		
商 工 労 働 観 光 部 に 先 端 科 学 技 術 研 究 セ ン タ ー に 属 す る 出 先 機 関	工業技術集積支援センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	先端科学技術研究センター	[略]	
	産業技術短期大学校	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局又は部の事務を掌理する。
		事務局次長	事務局次長を補佐し、事務局に事故があるとき、又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。
[略]			
[略]			

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	総合政策部並びに室、課及び所並びに出納局	[略]
	総合政策部	主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特

	部	[略]	
	[略]		
広 域 振 興 局 、 総 合 支 局 及 び 地 方 振 興 局	[略]		
	部、工業技 術集積支援 センター、 林務事務所 及び土木事 務所	[略]	
	[略]		
[略]			
保 健 福 祉 部 に 属 す る 出 先 機 関	保健所	[略]	
	保健所の支 所	支所長補佐	<u>支所長を補佐し、支所長 に事故があるとき、又は支 所長が欠けたときは、その 職務を代理する。</u>
	精神保健福 祉センター	[略]	
	[略]	[略]	
[略]			
総 務 部 に 属	消防学校	教頭	[略]
	[略]		

			定事務を処理する。
	部	[略]	
	[略]		
広 域 振 興 局 、 総 合 支 局 及 び 地 方 振 興 局	[略]		
	部、林務事 務所及び土 木事務所	[略]	
	[略]		
[略]			
保 健 福 祉 部 に 属 す る 出 先 機 関	保健所	[略]	
	精神保健福 祉センター	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]		
[略]			
総 務 部 に 属	消防学校	副校長	[略]
	[略]		

す  
る  
出  
先  
機  
関

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
[略]	
技術主幹	[略]
副主幹	[略]
[略]	

4・5 [略]

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の11、第21条関係）

広域振興局等	部 等	課
[略]		
県南広域振興局	[略]	
花巻総合支局	[略]	
	保健福祉環境部	[略]
	遠野保健福祉環境センター	
	[略]	
北上総合支局	[略]	
	土木部	管理課
		用地課
		[略]
一関総合支局	[略]	
土木部	[略]	
	道路河川環境課	
	建築指導課	
	千厩土木センター	[略]
	工務課	
	災害復旧対策課	

す  
る  
出  
先  
機  
関

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
[略]	
技術主幹	[略]
医務主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所又は出先機関の医務に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
副主幹	[略]
[略]	

4・5 [略]

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の11、第21条関係）

広域振興局等	部 等	課
[略]		
県南広域振興局	[略]	
花巻総合支局	[略]	
	保健福祉環境部	[略]
	[略]	
北上総合支局	[略]	
	土木部	管理用地課
		[略]
一関総合支局	[略]	
土木部	[略]	
	道路河川環境課	
	災害復旧対策課	
	建築指導課	
	千厩土木センター	[略]
工務課		



			建築指導課
工業技術集積 支援センター			
[略]			

別表第 2

- 1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務（第20条の3、第20条の9、第20条の12、第22条関係）

分掌事務	分掌する部				備 考
	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	
[略]					
7 局内の行政品質の向上に関すること。		○	○	○	
[略]					
16 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センタ	[略]				

			建築指導課
[略]			

別表第 2

- 1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務（第20条の3、第20条の9、第20条の12、第22条関係）

分掌事務	分掌する部				備 考
	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	
[略]					
7 削除					
[略]					
16 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センタ	[略]				

一、岩手県立図書館設置条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する高等学校、特別支援学校及び幼稚園並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関に係る収入金並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。

[略]

41 特定非営利活動法人に関すること。

[略]

一、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関に係る収入金並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。

[略]

41 特定非営利活動法人に関すること。

[略]

41の2 文化芸術振興に関すること（他部等の主

○

○

○

42 生活文化に関する こと。	[略]		
[略]			
44 一般旅券発給 申請に基づく書 類の受付、一般 旅券の交付並び に失効旅券の消 印及び還付に関 すること。	[略]	県南広域振興 局花巻総合支局 地域支援部、盛 岡地方振興局企 画総務部及び釜 石地方振興局企 画総務部を除く 。	
[略]			

[略]

- 2 広域振興局保健福祉環境部、総合支局保健福祉環境部及び地方振興局保健福祉環境部の分掌事務（第20条の5、第20条の13、第24条関係）

分掌事務	分掌する部			備 考
	広域振興局保健福祉環境部	総合支局保健福祉環境部	地方振興局保健福祉環境部	
[略]				
23 母子、寡婦及び父子の福祉に関する こと。	[略]			
24 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に 関すること。	[略]			
[略]				

42 生活文化に関する こと。	[略]			
[略]				
44 一般旅券発給 申請に基づく書 類の受付、一般 旅券の交付並び に失効旅券の消 印及び還付に関 すること。	[略]	県南広域振興 局花巻総合支局 地域支援部及び 北上総合支局地 域支援部並びに 盛岡地方振興局 企画総務部、釜 石地方振興局企 画総務部及び久 慈地方振興局企 画総務部を除く 。		
[略]				

[略]

- 2 広域振興局保健福祉環境部、総合支局保健福祉環境部及び地方振興局保健福祉環境部の分掌事務（第20条の5、第20条の13、第24条関係）

分掌事務	分掌する部			備 考
	広域振興局保健福祉環境部	総合支局保健福祉環境部	地方振興局保健福祉環境部	
[略]				
23 母子、寡婦及び父子の福祉に関する こと。	[略]			
23の2 子育て支援体制の整備に関する こと。	○	○	○	
24 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に 関すること。	[略]			
[略]				

[略]

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務（第20条の6、第20条の14、第25条―第28条、第34条関係）

分掌事務	分掌する部						備考
	広域振興局農林部	総合支局農林部	地方振興局農政部	地方振興局林務部	地方振興局農林部	地方振興局水産部	
[略]							
67 森林公園に関すること（自然保護課の主管に属するものを除く。）。	[略]						
[略]							

[略]

4・5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長（第94条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	担当課長
総合政策部	政策推進課	調整担当課長 管理担当課長 政策担当課長
	経営評価課	行政経営担当課長 政策評価担当課長 出資等法人改革担当課長
	調査統計課	[略]
	広聴広報課	情報公開担当課長
	[略]	
地域振興部	地域企画室	企画担当課長 管理担当課長 権限移譲・振興局再編担当課長
	[略]	
	I T推進課	行政情報化担当課長
	地域振興支援室	県北沿岸振興担当課長 定住交流担当課長
環境生活部	環境生活企	企画担当課長 管理担当課長 県

[略]

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務（第20条の6、第20条の14、第25条―第28条、第34条関係）

分掌事務	分掌する部						備考
	広域振興局農林部	総合支局農林部	地方振興局農政部	地方振興局林務部	地方振興局農林部	地方振興局水産部	
[略]							
67 森林公園に関すること。	[略]						
[略]							

[略]

4・5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第94条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
総合政策部	政策推進課	調整課長 管理課長 政策課長 評価課長
	調査統計課	[略]
	広聴広報課	情報公開課長
	[略]	
	地域振興部	地域企画室
地域振興部	[略]	
	I T推進課	行政情報化課長
	地域振興支援室	県北沿岸振興課長 定住交流担当課長
環境生活部	環境生活企	企画課長 管理課長 温暖化・エ

	画室	<u>民生活安全担当課長</u> <u>食の安全安心・消費生活担当課長</u>
	環境保全課	<u>生活衛生・鉱業担当課長</u> <u>環境調整担当課長</u>
	[略]	
	<u>資源エネルギー課</u>	<u>土地・水質源担当課長</u> <u>地球温暖化対策・エネルギー担当課長</u>
	産業廃棄物 不法投棄緊急特別対策室	<u>調査追及担当課長</u> <u>再生・整備担当課長</u>
保健福祉部	保健福祉企画室	<u>企画担当課長</u> <u>管理担当課長</u>
	医療国保課	<u>医療担当課長</u> <u>国保担当課長</u>
	保健衛生課	<u>健康予防担当課長</u> <u>食品薬務担当課長</u>
	[略]	
商工労働観光部	商工企画室	<u>企画担当課長</u> <u>管理担当課長</u>
	科学・ものづくり振興課	[略]
	雇用対策・労働室	<u>職業能力開発担当課長</u>
農林水産部	農林水産企画室	<u>企画担当課長</u> <u>管理担当課長</u>
	団体指導課	<u>金融共済担当課長</u> <u>指導検査担当課長</u>
	[略]	
	農業振興課	<u>担い手対策担当課長</u> <u>地域農業振興担当課長</u> <u>農地・交流担当課長</u>
	[略]	
	農産園芸課	<u>水田農業担当課長</u> <u>園芸特産担当課長</u>

	画室	<u>エネルギー対策課長</u>
	環境保全課	<u>鉱業・水資源担当課長</u> <u>環境調整担当課長</u> <u>環境影響評価・土地利用担当課長</u>
	[略]	
	<u>県民くらしの安全課</u>	<u>食の安全安心課長</u> <u>生活衛生担当課長</u> <u>県民生活安全・消費生活課長</u>
	産業廃棄物 不法投棄緊急特別対策室	<u>調査追及課長</u> <u>再生・整備課長</u>
保健福祉部	保健福祉企画室	<u>企画課長</u> <u>管理課長</u>
	医療国保課	<u>医療担当課長</u> <u>地域医療推進担当課長</u> <u>国保担当課長</u>
	保健衛生課	<u>健康予防担当課長</u> <u>感染症薬務担当課長</u>
[略]		
商工労働観光部	商工企画室	<u>企画課長</u> <u>管理課長</u>
	経営支援課	<u>金融・商業まちづくり担当課長</u>
	科学・ものづくり振興課	[略]
	産業経済交流課	<u>食産業担当課長</u> <u>海外マーケット担当課長</u>
	観光課	<u>観光振興担当課長</u>
	雇用対策・労働室	<u>雇用対策課長</u> <u>労働課長</u>
農林水産部	農林水産企画室	<u>企画課長</u> <u>管理課長</u>
	団体指導課	<u>金融共済担当課長</u> <u>指導検査課長</u>
	[略]	
	農業振興課	<u>担い手対策課長</u> <u>地域農業振興担当課長</u> <u>農地・交流担当課長</u>
[略]		
	農産園芸課	<u>水田農業課長</u> <u>園芸特産担当課長</u>

	畜産課	畜政担当課長 <u>振興・衛生担当課長</u>
	[略]	
	森林整備課	計画担当課長 <u>整備担当課長</u>
	[略]	
	水産振興課	振興担当課長 <u>漁業調整担当課長</u>
	[略]	
県土整備部	県土整備企画室	<u>企画担当課長</u> <u>管理担当課長</u>
	建設技術振興課	建設業振興担当課長 <u>技術企画指導担当課長</u>
	道路建設課	計画調査担当課長 <u>整備担当課長</u> <u>農林道担当課長</u>
	[略]	
	河川課	河川海岸担当課長 <u>河川開発担当課長</u>
	都市計画課	管理開発担当課長 <u>計画整備担当課長</u> <u>まちづくり担当課長</u>
	[略]	
	建築住宅課	住宅担当課長 <u>建築指導担当課長</u> <u>営繕担当課長</u>
	[略]	
総務部	総務室	<u>管理担当課長</u> <u>法務私学担当課長</u> <u>入札担当課長</u>
	人事課	<u>人財給与担当課長</u>
	[略]	
	総合防災室	<u>防災消防担当課長</u> <u>防災航空担当課長</u>
[略]		
出納局		<u>管理担当課長</u> <u>指導審査担当課長</u> <u>出納担当課長</u>

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
------	--------	---	---

	畜産課	畜政担当課長 <u>振興・衛生課長</u>
	[略]	
	森林整備課	計画担当課長 <u>整備課長</u>
	[略]	
	水産振興課	振興担当課長 <u>漁業調整課長</u>
	[略]	
県土整備部	県土整備企画室	<u>企画課長</u> <u>管理課長</u>
	建設技術振興課	建設業振興担当課長 <u>技術企画指導課長</u>
	道路建設課	計画調査担当課長 <u>整備担当課長</u> <u>農林道課長</u>
	[略]	
	河川課	河川海岸担当課長 <u>河川開発課長</u>
	都市計画課	管理開発担当課長 <u>計画整備担当課長</u> <u>まちづくり課長</u>
	[略]	
	建築住宅課	住宅担当課長 <u>建築指導課長</u> <u>営繕課長</u>
	[略]	
総務部	総務室	<u>管理課長</u> <u>法務私学課長</u> <u>入札課長</u>
	人事課	<u>給与人事担当課長</u> <u>組織行革担当課長</u>
	[略]	
	総合防災室	<u>防災消防課長</u> <u>防災航空担当課長</u>
[略]		
出納局		<u>管理課長</u> <u>指導審査課長</u> <u>出納担当課長</u>

別表第3の2 環境生活部に属する出先機関の課（第40条関係）

出先機関	課
岩手県食肉衛生検査所	<u>検査指導課</u>
	<u>精密衛生検査課</u>

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
------	--------	---	---

[略]		
岩手県福祉 総合相談セ ンター	[略]	
岩手県食肉 衛生検査所		検査指導課 精密衛生検査 課
岩手県環境 保健研究セ ンター	[略]	
[略]		

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、  
課及び科（第62条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県先端 科学技術研 究センター	[略]		
岩手県立産 業技術短期 大学校	事務局	総務課 教務学生課	
水沢校	[略]		[略]
岩手県立千 厩高等技術 専門学校			[略]
岩手県立宮 古高等技術 専門学校			[略]
岩手県立二 戸高等技術 専門学校			[略]
岩手県立大 船渡職業能 力開発セン ター 岩手県立久 慈職業能力 開発センタ ー			[略]

別表第8 総務部に属する出先機関の部及び科（第89条関係  
）

[略]	
岩手県福祉 総合相談セ ンター	[略]
岩手県環境 保健研究セ ンター	[略]
[略]	

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及  
び科（第62条関係）

出先機関	事務局及び部	科
岩手県先端 科学技術研 究センター	[略]	
岩手県立産 業技術短期 大学校	事務局	
水沢校	[略]	[略]
岩手県立千 厩高等技術 専門学校		[略]
岩手県立宮 古高等技術 専門学校		[略]
岩手県立二 戸高等技術 専門学校		[略]
岩手県立大 船渡職業能 力開発セン ター		[略]

別表第8 総務部に属する出先機関の部及び科（第89条関係  
）

出先機関	部	科
[略]		
岩手県消防学校		教務科 教育科

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設  
(第91条関係)

名 称	位 置
[略]	
いわてリハビリテーションセンター	[略]
岩手県立松山荘	宮古市
岩手県立福祉の里センター	[略]
[略]	

別表第10 附属機関 (第93条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
岩手県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することその他同法又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
岩手県固定資産評価審議会	[略]
[略]	
岩手県環境審議会	[略]
岩手県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県生活衛生関係営業審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第6項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること並びに岩手県生活衛生関係営業審議会条例（平成12年岩手県条例第3号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額の決定に関する事項を調査審議すること。
岩手県国土利用計画審議会	[略]
岩手県土地利用審	[略]

出先機関	部	科
[略]		
岩手県消防学校		教育科

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設  
(第91条関係)

名 称	位 置
[略]	
いわてリハビリテーションセンター	[略]
岩手県立福祉の里センター	[略]
[略]	

別表第10 附属機関 (第93条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
岩手県固定資産評価審議会	[略]
[略]	
岩手県環境審議会	[略]
岩手県国土利用計画審議会	[略]
岩手県土地利用審	[略]



査会	
岩手県医療審議会	[略]
[略]	
岩手県精神医療審査会	[略]
岩手県保育士試験委員	<u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の定めるところによる保育士試験の合格の決定その他保育士試験に関すること。</u>
岩手県森林審議会	[略]
[略]	
岩手県私立学校審議会	[略]
岩手県防災会議	[略]
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県文化芸術振興審議会	[略]

査会	[略]
岩手県生活衛生関係営業審議会	<u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第6項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること並びに岩手県生活衛生関係営業審議会条例（平成12年岩手県条例第3号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額の決定に関する事項を調査審議すること。</u>
岩手県交通安全対策会議	<u>交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進等に関すること。</u>
岩手県医療審議会	[略]
[略]	
岩手県精神医療審査会	[略]
岩手県森林審議会	[略]
[略]	
岩手県私立学校審議会	[略]
岩手県地方独立行政法人評価委員会	<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法又は地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u>
岩手県防災会議	[略]
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県文化芸術振興審議会	[略]

岩手県消費生活審議会	岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第33条の規定により、消費者施策に関する重要事項の調査審議並びに紛争のあっせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言を行うこと。
岩手県食の安全安心委員会	岩手県食の安全安心委員会条例（平成15年岩手県条例第1号）第2条の規定により、食の安全及び安心の確保に関する重要事項を調査審議し、並びに食の安全及び安心の確保のための施策を評価すること。
岩手県環境影響評価技術審査会	[略]
[略]	
岩手県男女共同参画審議会	[略]
保健所運営協議会	[略]
[略]	
岩手県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第2項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項の関係行政機関に対する建議に関すること。
[略]	

岩手県環境影響評価技術審査会	[略]
[略]	
岩手県男女共同参画審議会	[略]
岩手県食の安全安心委員会	岩手県食の安全安心委員会条例（平成15年岩手県条例第1号）第2条の規定により、食の安全及び安心の確保に関する重要事項を調査審議し、並びに食の安全及び安心の確保のための施策を評価すること。
岩手県消費生活審議会	岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第33条の規定により、消費者施策に関する重要事項の調査審議並びに紛争のあっせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言を行うこと。
保健所運営協議会	[略]
[略]	
岩手県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。
[略]	

2 (県土整備部の分課及びその分掌事務)  
 第12条 [略]  
 2～9 [略]  
 10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 住宅担当の分掌事務

(県土整備部の分課及びその分掌事務)  
 第12条 [略]  
 2～9 [略]  
 10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 住宅担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

(14) [略]

建築指導担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

[略]

別表第2

1～3 [略]

4 広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所の分掌事務（第20条の7、第20条の15、第29条、第36条関係）

分掌事務	分掌する部			備考
	広域振興局土木部	総合支局土木部	地方振興局土木部	
[略]				
40 宅地造成の許可及び指導監督に関すること。	[略]			
41 事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定に関すること。	[略]			
42 [略]				

[略]

5 [略]

(1)～(13) [略]

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関すること（建築指導担当の主管に属するものを除く。）。

(15) [略]

建築指導担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。

(8) [略]

[略]

別表第2

1～3 [略]

4 広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所の分掌事務（第20条の7、第20条の15、第29条、第36条関係）

分掌事務	分掌する部			備考
	広域振興局土木部	総合支局土木部	地方振興局土木部	
[略]				
40 宅地造成の許可及び指導監督に関すること。	[略]			
41 <u>長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。</u>	○	○	○	
42 事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定に関すること。	[略]			
43 [略]				

[略]

5 [略]

3 別表第2

1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務（第20条の3、第20条の9、第20条の12、第22条関係）

分掌する部

別表第2

1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務（第20条の3、第20条の9、第20条の12、第22条関係）

分掌する部

分掌事務	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	備考
[略]					
44 一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。			○	○	<u>県南広域振興局</u> <u>花巻総合支局地域支援部及び北上総合支局地域支援部並びに盛岡地方振興局企画総務部、釜石地方振興局企画総務部及び久慈地方振興局企画総務部を除く。</u>
[略]					
[略]					
2～5	[略]				

  

分掌事務	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	備考
[略]					
44 一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。				○	<u>宮古地方振興局企画総務部に限る</u>
[略]					
[略]					
2～5	[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年6月4日から、表3の項の改正部分は同年10月1日から施行する。

(岩手県官報報告規則の一部改正)

2 岩手県官報報告規則(昭和32年岩手県規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
(官報報告主任) 第2条 総務部総務室に官報報告主任を置き、 <u>法務私学担当課長</u> をもって充てる。 様式第11号 官報報告簿(第5条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><u>法務私学担当課長</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> [略]	<u>法務私学担当課長</u>	[略]	[略]		(官報報告主任) 第2条 総務部総務室に官報報告主任を置き、 <u>法務私学課長</u> をもって充てる。 様式第11号 官報報告簿(第5条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><u>法務私学課長</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> [略]	<u>法務私学課長</u>	[略]	[略]	
<u>法務私学担当課長</u>	[略]								
[略]									
<u>法務私学課長</u>	[略]								
[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県官報報告規則の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の岩手県官報報告規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)

4 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和40年岩手県規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録簿等の閲覧所及び閲覧)</p> <p>第5条 法第31条第1項の規定により不動産鑑定業者登録簿その他の書類（以下「登録簿等」という。）を公衆の閲覧に供するため、政令第3条第1項の規定により<u>岩手県環境生活部資源エネルギー課</u>に不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録簿等の閲覧所及び閲覧)</p> <p>第5条 法第31条第1項の規定により不動産鑑定業者登録簿その他の書類（以下「登録簿等」という。）を公衆の閲覧に供するため、政令第3条第1項の規定により<u>岩手県環境生活部環境保全課</u>に不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(物品管理規則の一部改正)

5 物品管理規則（昭和42年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(物品管理事務の所管及び分掌)</p> <p>第3条 物品の管理に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、各課等の長（出納局にあつては、<u>管理担当課長</u>）、地方公所の長及び準地方公所の長（以下「物品管理者」という。）が分掌する。</p>	<p>(物品管理事務の所管及び分掌)</p> <p>第3条 物品の管理に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、各課等の長（出納局にあつては、<u>管理課長</u>）、地方公所の長及び準地方公所の長（以下「物品管理者」という。）が分掌する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	